

(別記1)

作付転換を行う農家に対する機械施設の補助
(ハード支援)

第1 事業実施主体

農業者，農業法人，農業生産組織，農業団体等とする。ただし，農業者，農業生産組織は，法人化が見込まれる者とする。

第2 対象経費，交付率及び交付額の上限

(1) 事業実施主体が水田(地目)において，主食用米からの作付転換に必要な機械・施設等の導入に要する経費に対して，次のとおり交付する。

取組内容は，地目が水田の農地における作付又は設置を対象とする。

ただし，中山間地域においては，下記目標拡大面積を2分の1とする。

ア 園芸品目への転換

ア-1 露地園芸への転換に対して2分の1以内を交付し，その上限額は20a以上の目標拡大面積で5,000千円，1ha以上の目標拡大面積で15,000千円とする。

ア-2 施設園芸への転換に対して2分の1以内を交付し，その上限額は10a以上の目標拡大面積で12,500千円，30a以上の目標拡大面積で30,000千円とする。

イ 麦，大豆，飼料作物，WCS用稲等への転換に対して2分の1以内を交付し，その上限額は5haの目標拡大面積で5,000千円，10ha以上の目標拡大面積で15,000千円とする。

なお，WCS用稲については，専用品種の生産に限る。

ウ 飼料用米，輸出用米等の生産拡大のための低コスト化機械・施設導入に対して2分の1以内を交付し，その上限額は10ha以上の目標拡大面積で2,000千円，20ha以上の目標拡大面積で7,500千円とする。

なお，飼料用米については，専用品種の生産に限る。

(2) 農業用機械等のリース導入する場合，以下の要件を満たすものとする。

ア 農業用機械等のリース期間は，法定耐用年数以内とする。

イ リースによる導入に対する助成額(以下「リース料助成額」という。)の上限は，次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格(税抜き)」×助成率(1/2以内)

ウ リース料助成額は，事業対象期間内に利用者(農業者等)が，支払うリース料額を超えないものとする。

第4 交付の条件

要綱第5条第1項(3)の規定により付する条件は，次の全てを満たすものとする。

(1) 令和4年又は令和5年において，目標拡大面積以上の転換品目の生産を行うこと。

(2) 事業実施後，5年以上農業経営を継続すること。

第5 その他

本事業の交付の申請にあたっては，原則として，第2(1)のうちア-1，ア-2，イ，ウのいずれか1つを選択して申請するものとする。

(別記2)

作付転換を拡大するための体制構築

(ソフト支援)

第1 事業実施主体

市町村，農業者，農業法人，農業生産組織，農業団体等とする。ただし，農業者，農業生産組織は，法人化が見込まれる者とする。

原則として県内に在住する農業者，その組織及び県内に本店を有する農業法人であること。

第2 対象経費，交付率及び交付額の上限

米価下落等に対応し，営農継続に向けて取り組む新たな生産組織等の設立，地域の話し合い，研修会開催，実証ほ設置（簡易な条件整備含む）等に要する経費に対して，定額を交付し，その上限額は500千円とする。